

「第23回機械要素技術展」公社ブースの装飾及び設営等業務委託仕様書

1. 件名

「第23回機械要素技術展」公社ブースの装飾及び設営等業務委託

2. 契約期間

契約締結日から平成31年2月8日まで

3. 履行場所

東京国際展示場「東京ビッグサイト」(江東区有明3-21-1)の公社指定場所

4. 第23回機械要素技術展及び公社ブースの概要

(1) 会期

平成31年2月6日(水)から2月8日(金) ※搬入・設営は2月5日(火)、搬出・撤去は2月8日(金)

(2) 会場

東京国際展示場「東京ビッグサイト」(江東区有明3-21-1)東ホール

(3) 公社ブース出展区画

東5ホール出入り口付近 6小間 ※小間位置は別紙参照

(4) 公社ブース共同出展企業数

16社 ※共同出展企業数が増減した場合は別途協議するものとする。

5. 業務内容

(1) 公社ブースのデザイン

ア. 全体構成

- ①グローバル化が進展する中、東京がその国際的潮流の中心的な担い手として、強い存在感を示せるよう、「海外に広がる公社ブランド」の訴求を全体コンセプトとする。
- ②「Tokyo SME」(英語ロゴ)のイメージに合わせ、濃紺と黄色、白を基調とし、公社ブースとしての存在感の演出と、高いデザイン性をもたらすこと。
- ③看板サインには公社が指定する「東京都中小企業振興公社」(日本語ロゴ)と、「Tokyo SME」(英語ロゴ)をバランスよく使用すること。
- ④動線に配慮し、来場者が公社ブースの中を効果的に回遊できるようにすること。
- ⑤公社ブースが隣周辺のブースに比べて暗くならず、共同出展者が商談しやすい十分な明るさを確保できるよう照明設備の充実と工夫を加えること。
- ⑥床面すべてに難燃性素材を用いたカーペットを敷設し、カーペットの色は全体のブースデザインとのバランスを考慮すること。
- ⑦公社ブース内に、全共同出展企業ブースのスペース、共有商談スペース、公社PRコーナー(受付カウンター含む)を設けること(重要度順)。それぞれの面積は、公社と協議の上、重要度に応じた配分とすること。商談スペースは、設置位置を配慮し、机と椅子をバランスよく配置すること。

イ. 各共同出展企業ブース

- ①共同出展企業の製品・技術等をPRできるブースを出展企業数分設置すること。但し、原則は間仕切り等を設けず、見通しを良くすること。

②共同出展企業の各社ブースは、企業が製品のアピールと商談しやすいものとする。

③最低限、以下のものを各ブースに設置すること。

- ・システム展示台
- ・企業の製品や技術等を紹介する展示ポスター掲出スペース ※ポスターサイズは A0
- ・社名サイン(キャッチコピー含む)
- ・デットスペース等を活用したストックスペース(各社ごとに施錠できるようにし、製品、手荷物等を効果的に収納できるよう工夫すること)と鍵(2つずつ)
- ・100V2口コンセント
- ・各サインやパネル、展示製品等を効果的にアピールできる照明
- ・パイプ椅子2脚

ウ. 公社PRコーナー

①公社の事業や活動をPRするコーナーを1か所設けること。

②最低限、以下のものをスペースに設置すること。

- ・公社ブースのアテンド要員が使用するカウンターと椅子
- ・デットスペース等を活用したストックスペース(施錠できるようにし、鍵2つを用意すること)
- ・100V2口コンセント
- ・展示物(パンフレット10種類程度や、ポスター数枚)を掲出できるよう什器や設置スペース
- ・大型モニターを設置できる下地金物
- ・展示物等を効果的にアピールできる照明

(2)出展者説明会への出席

共同出展企業への説明会(平成30年11月26日)に統括責任者が出席し、装飾デザイン等に関する事項について説明すること。なお、詳細については下記担当者と事前に打合せをすること。

(3)公社ブースの設営、管理、撤去

ア. 設営

平成31年2月5日(火) ※公社ブース設営及び装飾(ブース内2次幹線以降電気配線作業含む)

イ. 管理

- ①作業中及び会期中において、公社の要望に対し速やかに対応できる体制を整えておくこと。
- ②事故が発生した場合は、速やかに安全策を講じるとともに、事故の発生原因・処理状況を公社担当者に報告すること。当該事故の発生原因が受託者の責めに帰する場合は、当該賠償責任は受託者が負うものとする。

ウ. 撤去

平成31年2月8日(金) 17時以降に撤去を行うこと。

エ. その他

- ①本仕様書に定めのない事項に関しては、委託者と受託者により別途協議すること。
- ②設営・撤去の作業内容や作業日程については、事前に公社担当者と十分な打合せを行うこと。
- ③設営・撤去により発生したゴミ・残材・廃材などについては、受託者が適正に処理すること。
- ④資材や備品の搬入、搬出及び設営等において、床・パネル等の施設及び搬送備品を破損しないよう、十分に注意すること。万一破損した場合は、その損害を受託者の責任で賠償すること。

(4) 公社展示物の運搬、取付及び撤去

公社ブースの展示物(パンフレットやパネル等)の公社から会場までの往復荷物運搬と、会場での設置取り付け及び終了後に撤去を行うこと。

6. 予算限度額

委託料 2,700,000円(消費税及び地方消費税を含む)

7. 提出書類と点数

- (1) ブースイメージパース(2方向あるいは2カット)
- (2) ブースレイアウト図面(平面図及び立面図)
- (3) 見積内訳(消費税及び地方消費税を含む、項目ごとに明細記載、社名を伏せて記載)
- (4) 実施体制図(責任者、担当者、外注先を含めた実施体制図を記載)
- (5) 会社案内

※上記(1)～(5)を各1点提出してください。

8. その他

(1) 情報公開について

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約(官公庁との契約や競争入札に適さない契約等)のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

ア. 表項目

契約方法(競争・独占・緊急・少額または特定の区分別)、契約種別(工事・委託・物品等の区分別)、契約相手方の名称、契約金額

イ. 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

(2) 選定された者の責務について

ア. 選定された者は、別途公社との間で委託契約を締結すること。又、本契約の履行にあたり、公社と「個人情報の取り扱いに関する契約」を締結すること。

イ. 本委託契約を実施する上で生じる責務(安全確保義務を含む)及び責任は、すべて受託者の負担において措置すること。

(3) 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

(4) 環境対応車の使用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のため、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合、速やかに提示又は提出すること。

(5) 担当者

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援部 取引振興課 (渡辺・三好) 03-3251-7883